

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(印影印刷)

平成 31 年度科学研究費助成事業－科研費－の公募について（通知）

このことについて、「平成 31 年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究」（以下「公募要領」という。）により公募します。

ついては、貴職から関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「V 研究機関の方へ」の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。

なお、本公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、平成 31 年度予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

また、下記の点についても御留意ください。

#### 記

- ・公募要領は、次のホームページからダウンロードしてください。  
日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ  
URL:<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
- ・「平成 31 年度科研費に応募する研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関」及び「平成 31 年度も科研費の継続課題の研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関」は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の両者を、平成 30 年 9 月 28 日（金）までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用して提出してください。両チェックリストの提出がない場合には、

当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので、御留意願います。

- ・ 科研費電子申請システムは9月14日（金）の利用開始を予定しています。
- ・ 今回の公募要領における前年度からの主な変更点及び平成31年度に予定している制度改善事項は別紙のとおりですので、貴職から関係者に周知してください。

以上

（本件担当）

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1  
独立行政法人日本学術振興会

**【公募要領全般】**

研究事業部 研究助成企画課

電話 03-3263-4796

FAX 03-3263-9005

**【特別推進研究、基盤研究（S）】**

研究事業部 研究助成第二課

電話 03-3263-4254 （特別推進研究担当）

03-3263-4388 （基盤研究（S）担当）

**【基盤研究（A・B・C）、若手研究】**

研究事業部 研究助成第一課

電話 03-3263-4758,0996,4779,4724

**【挑戦的研究（開拓・萌芽）】**

研究事業部 研究助成企画課

電話 03-3263-0977

## ＜平成31年度公募における主な変更点等＞

- (1) 科研費の研究計画調書について、「研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更する等、様式の見直しを行いました。  
研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。
- (2) 科研費における研究組織は従来「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」及び「研究協力者」により構成していたところ、科学技術・学術審議会における審議の結果、平成30年度から「連携研究者」を「研究協力者」に統合することとしました。  
このため、研究組織は、「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究協力者」から構成してください。上記の研究組織の見直しの詳細については、次の資料を参照してください。
  - ・研究組織及び研究計画調書の見直しについて（平成29年10月20日科研費改革に関する作業部会）（抜粋）
  - ・研究組織の見直しについてURL:[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/041/shiryo/1400822.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/041/shiryo/1400822.htm)
- (3) 研究代表者が、研究分担者ととともに研究組織を構成する場合、研究分担者となることの承諾を得る手続については、従来書面にて行っていましたが、科研費電子申請システムにより行うこととしました。
- (4) 審査の際に審査委員が、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照することとしました。
- (5) 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであるため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを明記しました。
- (6) 研究者が遵守すべき行動規範について明記するとともに、研究代表者及び研究分担者が、研究遂行上配慮すべき事項について内容を理解し確認する必要があることを明記しました。

- (7) 基盤研究 (A) について、従来採択されなかった場合にのみ審査結果の所見を開示していましたが、新たに、採択された場合についても、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を科学研究費助成事業データベース (KAKEN) に公開することとしました。
- (8) 近年の科研費の応募件数の増加に関して、科研費制度の趣旨、目的の研究機関内での改めての共有について、研究機関の留意事項として明記しました。

科研費は、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援するものです。応募研究課題の審査に当たっては、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー (Peer Review) のシステムを採っており、毎年7,000名以上の研究者の協力により支えられています (参考1) 審査等「1 科研費の審査について」参照)。

科研費の審査においては、平成30年度助成から新たな審査方式を導入するなどの改善を図る一方で、近年、科研費のニーズの高まりを受けて応募件数が10万件を超えており、応募件数の増加に伴って、審査委員として御協力いただいている研究者の審査負担も増加しています。今後、仮に審査負担が更に増加して研究者への負担が過度になってしまうと、研究者の教育研究への影響や審査の質の低下も懸念されます。また、応募件数の増加については、昨今、一部研究機関において、科研費への応募を組織の目標としていることもその一因になっていると考えられます。本来、科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものであり、各研究機関において科研費に応募させることを目的化するようなことは望ましくありません。

各研究機関におかれては、科研費制度の趣旨、目的を研究機関内で改めて共有してください。

## ＜平成31年度に予定している制度改善事項＞

- (1) 優秀な若手研究者等が、海外渡航によって科研費による研究の継続を断念することがないように、育児休業等と同様に、海外渡航時における科研費の中断・再開制度を平成31年度助成から導入し、海外での研鑽を積み挑戦する機会の創出を促進します。（中断を可能とする期間等の詳細な要件等は今後検討。）
- (2) 従前より、研究終了後に作成し、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）において公表している「研究成果報告書」の様式を見直して、研究成果の学術的意義や社会的意義をわかりやすく説明した内容を新たに含めることとし、国民が科研費においてどのような研究成果が生み出されたかを容易に知ることができるようにします。
- (3) 従前より、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）において、交付内定後に採択研究課題名や配分予定額を公表していましたが、新たに、交付決定後速やかに「研究の概要」についても公表し、研究開始時において、国民が科研費においてどのような研究が行われるか知ることができるようにします。